

船舶事故調査報告書

平成28年1月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成27年8月11日 04時19分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市相浦港 ^{あいのうら} の相浦1防波堤 相浦港1号防波堤灯台から真方位132°40m付近 （概位 北緯33°10.9′ 東経129°38.5′）
事故の概要	漁船 ^{たいりょう} 大漁丸は、南西進中、相浦1防波堤に衝突した。 大漁丸は、乗組員4人が負傷し、船首部を大破した。
事故調査の経過	平成27年8月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 大漁丸、19トン NS2-23299（漁船登録番号）、個人所有 21.02m（Lr）×4.39m×1.49m、FRP ディーゼル機関2基、846kW（合計、動力漁船登録票による）、 平成14年8月28日
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年4月1日 免許証交付日 平成25年4月15日 （平成30年4月14日まで有効）
死傷者等	軽傷 4人（船長及び甲板員3人）
損傷	本船 船首部を大破 防波堤 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：02時29分ごろ（月齢 25.6）
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員6人が乗り組み、相浦港にある製氷所前の岸壁で氷を積んだ後、離岸した。 本船は、船長が、操舵室右舷側にある操縦席に座って手動操舵を行い、製氷所前の岸壁を離れる頃にレーダー及びGPSプロッターの電源を入れ、約5～6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で相浦港第3号灯浮標（以下灯浮標及び灯台については、「相浦港」を

省略する。)と第4号灯浮標の間に向けて右へ回頭しながら南西進した。

船長は、第3号灯浮標と第4号灯浮標の間を通過する手前で相浦1防波堤の北側付近に向かう針路とし、約11～12knに増速した。

船長は、相浦2防波堤を通過する頃、レーダー及びGPSプロッターが使用できる状態となり、夜間で月明かりもほとんどなく周囲が暗かったので、周辺の状態を早く確認しようと思い、レーダー及びGPSプロッターの調整を行うこととしたが、1号防波堤灯台までは距離があるように見えたので、同灯台に達するまでには作業が終わるものと思って調整を始めた。

本船は、船長が、そろそろ1号防波堤灯台と第1号灯浮標の間に向けて右に変針する頃だと思い、顔を上げて前方を見たところ、目の前に防波堤の黒い影が見えたので、機関を中立にしたが、平成27年8月11日04時19分ごろ相浦1防波堤に衝突した。

船長は、衝突の衝撃により、顔や右手が航海計器等に当たった。

甲板員は、4人が操舵室内の床に、1人が操舵室左舷側にある寝台に、1人が操舵室後方の甲板上にそれぞれ腰を掛けており、操舵室内の床に腰を掛けていた3人が、衝撃で前方に飛ばされるなどして操縦席や航海計器等にぶつかった。(図1参照)

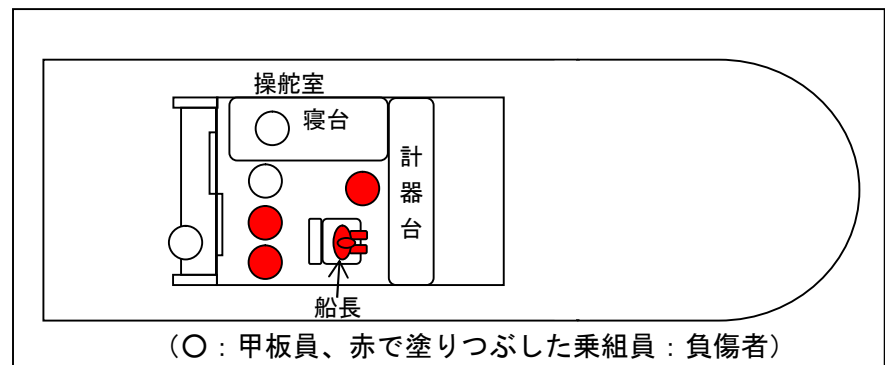


図1 乗船場所概略図

本船は、船長が、負傷者の状況を確認するとともに、負傷していない甲板員に119番通報を行わせた後、相浦港の定係地に戻り、負傷した4人が救急車で病院に搬送され、船長が右手関節捻挫、唇裂創、歯肉裂創等と、甲板員の1人が頭部切創、左足打撲等と、他の1人が頸椎捻挫、腰椎捻挫と、もう1人が頭頂部挫創とそれぞれ診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、ふだん、出航する際には、レーダー及びGPSプロッターの調整を行った後、離岸していた。

本船は、本事故当日、船長が寝過ごして集合時間に遅れたことから、出航予定時刻より約30分遅れて定係地を出発していた。

分析

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、相浦港を南西進して出航中、船長が、レーダー及びGPSプロッターの調整をしていて前方の見張りを行っていなかったことから、変針予定場所を通過して相浦1防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、出航が遅れたこと、夜間で周囲が暗かったので、周辺の状況を早く確認しようと思ったこと、及び1号防波堤灯台までは距離があるように見えたので、同灯台に達するまでには調整が終わるものと思ったことから、港内を航行中にレーダー及びGPSプロッターの調整を行ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、相浦港を南西進して出航中、船長が、レーダー及びGPSプロッターの調整をしていて前方の見張りを行っていなかったため、変針予定場所を通過して相浦1防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船中は、常時適切な見張りを行うこと。 ・ レーダー等の航海計器は、出航前に使用できる状態にしておくこと。 ・ 操船中にレーダー等の調整を行う必要があり、作業に時間を要する場合は、他の乗組員を見張りの補助につけることが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

